

議案第 49 号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 13 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和 61 年三朝町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(指定業者の指定等) 第 9 条 指定業者は、 <u>鳥取県下水道協会</u> に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を有する排水設備の工事を行う業者の申請に基づき、町長が指定する。 2 及び 3 略	(指定業者の指定等) 第 9 条 指定業者は、 <u>日本下水道協会鳥取県支部</u> に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を有する排水設備の工事を行う業者の申請に基づき、町長が指定する。 2 及び 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三朝町公共下水道条例第 9 条第 1 項に規定する責任技術者である者は、この条例による改正後の三朝町公共下水道条例第 9 条第 1 項に規定する責任技術者とみなす。